

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第1号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年12月13日 06時05分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市西島北西岸沖 院下島灯台から真方位068° 2,640m付近 (概位 北緯34° 39.62′ 東経134° 27.74′)
事故等調査の経過	平成27年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第二津乃峰丸、321トン 130801、有限会社福井海運建設 B 作業船 第二津乃峰丸、5トン未満（長さ6.30m） 260-34872兵庫、有限会社福井海運建設
乗組員等に関する情報	B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 甲板上の後部左舷側に擦過傷、船体及び機関に濡損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、西島北西部の碎石積込み場所の北北西方沖300m付近に至り、船首を南南東方に向けて前進行きあしがなくなった頃、いつものように搭載しているB船を使用して係船索を陸側へ渡すため、B船を降下させていた。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、海面へ降下している途中で機関を始動し、着水後、前部及び後部のフックを外した直後、平成26年12月13日06時05分ごろ、波を受け、左舷側に傾斜して転覆した。 船長Aは、A船の船首配置に就いていたところ、B船が転覆したことを知らされて船尾付近に駆け寄り、海に浮いていた船長Bに向けて係船索及びペンドル（防舷材）を投げ入れ、船長BをA船に引き揚げた。 B船は、風浪によって東方へ流されたのち、陸岸に打ち上げられ、A船のデリックを使用してA船に揚収された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期（家島） 太陽及び月：日出時刻 07時00分ごろ、常用薄明開始時刻 06時32分ごろ、月齢 20.6 本事故時、姫路市には強風及び波浪注意報が発表されていた。

<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、ベルト式の膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、ふだんから主に船長Bが操縦しており、着水したのち、A船に並走して碎石積込み場所の約7～8m沖へ向かい、A船から係船索を受け取って陸上の作業員へ渡していた。</p> <p>船長Bは、フックを外した直後にB船が左舷側に転覆し、気が付いたときには海に投げ出されており、B船のどの箇所に、また、どの方向から波を受けたかは分からなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B 不明 A なし、B なし A なし、B あり</p> <p>B船は、西島北西岸沖においてA船から降下した後、船長Bが着水後にフックを外した直後、高さ約1.5mの波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、フックを外すことに意識を向けていたので、B船が波を受けたときの状況を認識しておらず、波向及びB船が波を受けた箇所を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、B船が、西島北西岸沖においてA船から降下した後、船長Bが着水後にフックを外した直後、高さ約1.5mの波を受けたため、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搭載艇を母船から離脱させる場合は、風浪の状況を把握した上で行うこと。